

---

### QA3 「汚染状況重点調査地域」とはどこですか

---

空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「汚染状況重点調査地域」として指定されている地域です。福島県の 39 市町村と岩手県・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 の 60 市町村が該当します。(平成 27 年 2 月現在)

汚染状況重点調査地域に指定された市町村では、汚染状況についての調査測定の結果などに基づいて、除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定します。

---

出典：環境省「除染情報サイト」より作成

出典の公開日：2012 年 10 月

本資料への収録日：2012 年 12 月 21 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

：2015 年 3 月 31 日